

真実を伝える紙 組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

在宅勤務手当望む声多数

春闘アンケート結果

春闘アンケートにご協力いただいたみなさま、ありがとうございます。賃上げや今年行われる日本IBMの分社化、退職勧奨について多くの声をいただきました。中でも今年の特徴として「在宅勤務手当を出してほしい」というコメントが多くありました。以下に紹介します。

在宅勤務手当について

- ・在宅勤務となり、光熱費が増えています。手当てが欲しいです。(サポート系50代)
- ・自宅勤務の際の光熱費等、会社が負担すべき要素も多いと思います。(SE系50代)
- ・コロナ禍のテレワークについては評価しますが、在宅手当を一切出さないことについては評価し

- せん。(事務系50代)
- ・昇給が停止していることについて明確に理由を示してほしい。日本の他の企業は昇給を実施しているし、なぜ米国に合わせるのかわからない。在宅勤務手当がないため生活費を削らざるを得ない現状は納得できない。(SE系20代)
- ・在宅勤務で光熱費など出費が増えたにもかかわらず、相変わらず昇給がない。(サポート系50代)

賃上げについて

- ・すでに20年間賃金が上がっていない、これはとても異常なことだと思う。学費や消費税率10%に伴い家計に重くのしかかっているの何となくしてほしい。(事務系50代)
- ・昇給でなく給与調整という見慣れない用語が就

- 業規則に載っている。雇用を守るという企業の責任を果たさうとしない会社。(コンサル系50代)
- ・シニア契約社員の最低賃金レベルの処遇に困っている。(事務系60代)
- ・分社化について
- ・はつきりとした理由を説明されることなく分社化。残った母体でもリス

- ・新会社設立に向けて、今後IBMがどうなるのか分からず不安がある。雇用について大変不安がある。(事務系50代)
- ・新会社の社員の範囲、処遇、売上規模について情報をまだ何も発表して

- ・能力主義、成果主義をうたっているせいか、社員同士の責任の押し付け合いや、いがみ合いだらけで前に進まず、空回りしているように感じます。社員は保身に走り、お客様のほうを向いてなさそうです。(事務系40代)
- ・お客様の無茶な値引き要求にも毅然と対応し、無理なプロジェクトは撤退するようにしてほしい。(SE系20代)
- ・在宅勤務で夜間も作業をすることが増えました。(事務系50代)

退職勧奨について

- ・会社は社員を育てようとせず、リストラばかりやるうとする。外へのキャリアを勧めるのは、社員を育てる気がなく、業務放棄しているのと同じである。(SE系50代)
- ・退職勧奨を続けている

- ・人員を削減するだけで将来のビジョンが見えない。人が減ればデリバリーできる時間が減るにも関わらず、レベニューを増やせと言う考えは矛盾していると思います。(サポート系50代)
- ・変化を厭わない会社といえれば聞こえはいいが、その結果何も実になるものが残らなかったとしたら、結果として社員にも社会にも株主にも貢献できないで終わってしまうだろう。(SE系50代)
- ・会社の方針や戦略に一貫性がなく、会社での自分の役割や今後の仕事を中期にわたって思い描けない。(SE系50代)

会社の将来について

- ・若手社員が会社を離れるのは当たり前だと思いたす。「若手社員の会社を離れをいかに防ぐか」という議論を会議でやっていますが、そもそも若手社員が何故会社を離れるのか本質を会社は分かっているかと思いたす。(SE系50代)

3.7

21春闘を元気に!

金属労働者のつどい



「すべての仲間の賃上げと雇用の安定」で、くらしと経済をたてなおそう!

21春闘をともにたたかう金属労組懇談会 電話 03-5961-5901

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用賃金差別裁判	2/4(木) 14:30～	東京地裁510号法廷
A I /再雇用不当労働行為事件	3/3(水) 09:50～	都庁第1庁舎南1階集合
パワハラ降格裁判	3/8(月) 10:00～	東京地裁527号法廷

府は「自助・共助・公助」を掲げ国民に自己責任論を押し付けている▼私たち労働者を取り巻く労働環境も、うつかりしている自己責任論の罠に取り込まれかねない。これに対抗すべく、全国の労働組合ではコロナ禍での問題をひとつひとつ解決してきている。例えばタクシー会社の一方的解雇の撤回。他の例では病院でのボナスゼロ回答に対する打開▼まずは、自分から離れてみる。そして解決の道として「声を上げてほしいんだ」「その問題解決には労働組合という方法があるんだ」ということを認識してほしい。労働者は労働組合に集まること以外に声をあげることはいかならない。さあ、一緒にたたかおう。(風林火山)





「在宅勤務」とは、事業所に出勤せず自宅で仕事をする形態を言い、「テレワーク」とはインターネットなどを利用してカフェや移動時間など勤務場所を限定しない働き方を言います。こうした働き方には多くの問題があります。

長時間労働の問題
在宅勤務・テレワークは、多くの場合「1日〇時間働いたものとみなす」とされ、通常以上に長時間労働になりやすくなります。

労働者の経済的負担
労働者にとつては、在宅勤務によりインターネット環境を新規に整備したり、冷暖房を一日中つけることで光熱費がかかったりなど目に見えない経済的負担が増します。

プライバシー侵害も
在宅勤務・テレワークでは、自宅など事業所の外で仕事することで管理職からリモートカメラで監視されるなど、プライバシー侵害のリスクもあります。

組合活動にも支障あり
在宅勤務・テレワークが日常となると組合員どうしの対話がなくなるなど、労働組合の活動が困難となり団結をつくることが困難となります。

組合なんでも相談窓口
労働問題・民事一般相談受付（要予約）
弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 <http://tokyolaw.gr.jp/>
東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611 (代)

「在宅勤務」「テレワーク」の問題点

職場での対話、意思疎通が困難になる
労働時間の制約もなく、賃金は成果・業績で決まり、在宅勤務・テレワークが恒常化するとフリーランスなど「雇用によらない働き方」への転換も懸念されます（後述）。

組合なんでも相談窓口
労働問題・民事一般相談受付（要予約）
弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 <http://junpo.org/>
東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311 (代)

組合なんでも相談窓口			
業所名	職 場 名	氏 名	電話番号
社	T S D L . I S E L . S y s t e m 技術	大岡 義久	712-5175
社	G T S . ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
宮西	G T S . T S S . クロスエリアデリバリー	佐久間康晴	205-7817
古屋	G T S . 中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
阪	G T S . T S S . S o l & D e l P R J 推進	河本 公彦	205-5204
務所 絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注)	上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ		
律相談	労働問題・民事一般相談受付（要予約）		
京法律 務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611 (代)		
報法律 務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311 (代)		
木町 事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503		
づみ 事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		



春闘討論集會開催 「コロナ過のり」え元気に

春闘討論集會を開催しました。（写真は東部地協が筑波山江戸屋ホテルで行った討論集會の様）
この中で、JMITUの三木委員長は、コロナ過に負けず、元気に春闘をたたかい、すべての労働者の大幅な賃金底上げをなんとかしてもちとろうと呼びかけました。

「コロナ過だから」「会社の業績がたいへんだから」と労働組合が要求をあきらめてしまうと、経営者は真の経営努力を行わなくなります。職場のモチベーションも失われます。労働組合が賃上げの要求をかげ、たかこうこそ企業の将来展望を切り開き、企業を救うことになります。
今年「金属労働者のつどい」が開催されます（4面参照）。この集會は文字どおり「元気に春闘をたたかう」の一点での共同の集會です。フィジカル・ディスタンスは必要ですが、労働者の団結と連帯はおおいに「密」にして奮闘しましょう。

春闘宣言行動実施 内部留保を賃上げに使え

全労連、国民春闘共闘、東京春闘共闘は1月15日、コロナ禍の緊急事態宣言のもと感染拡大防止策を最大限とり、「21春闘1・15闘争宣言」の行動に取り組みました。厚生労働省前の行動では、コロナ禍で脆弱性が明らかになった公務・公共サービスや医療・社会保障、雇用と生活への支援制度拡充を求めました。
国民春闘共闘代表委員の砂山氏は「自公政権は、コロナ禍を口実に、最低賃金引き上げを抑えた。しかし、国民の生活を守るには、大幅な賃上げと最低賃金引き上げこそ必要」と強調し、日本医労連の松田中央執行委員は「医療・介護は、慢性的な人手不足のなかコロナ



過が追い打ちをかけた。医療・介護の抑制政策の転換を求める」と訴えました。国公労連の倉橋書記長は「長年の公務員定数削減のため、厚生労働省の職員はコロナ対応で555人が月100時間超の残業をしている。公務員を増員すべきだ」と訴えました。
この後、丸の内での昼休みデモを行いながら、経団連会館前に約300人の参加者が集まり会館を包囲し、21国民春闘をスタートさせる「闘争宣言」行動を行いました。小畑全労連議長は「コロナ禍のしわ寄せが非正規雇用労働者や女性に集中している」と強調。「大企業の内部留保はコロナ禍でも増え続けている。生活を保障できる賃上げと最賃の引き上げを行うべきだ」と訴えました。JMITUの笠瀬書記長は「大企業は『業績悪化でベア困難』というが、内部留保を積み増している。ストライキでたたかう」と宣言しました。